

課長		課長補佐		係長・主任		審査者		検算		設計者	
----	--	------	--	-------	--	-----	--	----	--	-----	--

令和 8 年度																	
阿賀町下水道事業																	
下水処理場統廃合計画策定業務委託																	
実施 設計書																	
委 託 番 号						施 工 地											
R8阿下委第 12 号						新潟県東蒲原郡阿賀町 一円											
設 計 額						実 施 ・ 元						変 更					
						契 約 額											
(内消費税額)						(円)						(円)					
履 行 日 数 ・ 期 限						業務日数 日間						日間(付与日数 日間)					
又は 完成期限 令和 9 年 2 月 25 日						完成期限 令和 年 月 日											
実 施 (元) 設計概要		下水道施設統廃合計画策定業務 1.0式 (2地区) 第1次 処理区統合計画 (津川水質浄化センター) 第2次 処理区統合計画 (内川浄化センター) 関係機関協議 1.0式 (5機関) 統合協議 (2機関:公共下水道、農業集落排水) 占用協議 (3機関:国道、河川、県道)						変 更		設計概要							
阿 賀 町																	

総括情報表

事業名 設計書名 適用単価区分 適用単価地区 単価適用基準日 諸経費体系	阿賀町下水道事業 下水処理場統廃合計画策定業務委託 実施単価 津川① 8.04.01(0) 下水道用設計標準部掛参照	
	当 世 代	前 世 代
委託先 旅費自動積算 その他原価 一般管理費 電子成果品作成費計上 労務単価の補正率	業者 自動積算しない (直接人件費) $\times \alpha / (1 - \alpha)$ (業務価格) $\times \beta / (1 - \beta)$ 計上しない 0%:補正なし	

委 託 費 内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計委託								
	直接費							
		直接人件費						
			下水道事業統廃合計画策定	式	1.0			第 1 号 一位代価表
			関係機関協議 (5 機関)	式	1.0			第 13 号 一位代価表
			都市計画事業認可申請図書作成	式	1.0			第 15 号 一位代価表
			小計					
		直接経費						
			小計					
	直接原価計							
	間接原価	その他原価		式	1.0			直接人件費計の $\alpha / (1 - \alpha)$ $\alpha = 35\%$
	一般管理費等			式	1.0			業務原価計の $\beta / (1 - \beta)$ 以内 $\beta = 35\%$
設計業務価格								

下水道事業統廃合計画策定

(事業計画B(単独公共下水:汚水計画のみ)参照)

1業務当り

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	作業 比率	補正		人件費	摘 要
1 基本作業の確認								1.00				
2 基礎調査								1.00				
3 基本事項の検討								1.00				
4 污水管渠計画								1.00				
6 污水ポンプ場計画								1.00				
10 財政計画の策定								1.00				
11 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針								1.00				別紙明細
12 提出図書の作成								1.00				
14 設計協議								1.00				
計									補正 0.500			

補正率: 作業内容による補正(統廃合検討作成済みにつき) = 0.500
面積補正なし

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	作業 比率	補正		人件費	摘 要
11 基本作業の確認												
-1 施設の設置に関する方針								1.00				
-2 施設の機能の維持に関する方針								1.00				
-4 まとめ照査								1.00				
計									補正 1.000			

関係機関協議(5機関)
(環境省提出図書作成参照)

統合協議(2機関:国土交通省(県下水道課)、農林省(県農村環境課))
 占用協議(3機関:国道、河川、県道)

1業務当り

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	作業 比率	補正		人件費	摘 要
13 関係機関協議												
-1 関係機関提出図書								5.00				
-2 設計協議(各半日×2回)								5.00				
計									補正 1.000			

補正率: 補正なし = 1.000

都市計画事業認可申請図書作成

(都市計画事業認可申請図書作成B(単独公共下水:汚水計画のみ)参照)

1業務当り

	主任技術者	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	作業 比率	補正		人件費	摘 要
1 基本事項の打合せ								1.00				
2 計画図								1.00				
3 申請書								1.00				
4 参考図書								1.00				
5 まとめ照査								1.00				
計									補正 0.400			

補正率: 作業内容による補正(期間延伸・下水道統合計画のみ) = 0.400
面積補正なし

上記より 0.400 × 0.000 = 0.000

R8阿下委第 12 号

**阿賀町下水道事業
下水処理場統廃合計画策定業務委託**

特記仕様書(その1)

阿賀町役場 上下水道課 下水道係

第1章 総 則

第1条 (目 的)

本委託業務（以下「業務」という）は、対象施設について規模の見直し等を行い、阿賀町における下水処理施設の統廃合計画策定を行うための基礎資料を作成することを目的とする。

第2条 (準拠法令)

本作業の実施にあたり、契約書及び本仕様書による他、関連する法令・作業規程に準拠して実施するものとする。

第3条 (用語の定義)

この仕様書において「甲」とは阿賀町役場として、「乙」とは受託者とする。

第4条 (疑 義)

作業実施にあたり、本特記仕様書に疑義を生じた場合は、甲・乙両者の協議により決定するものとし、乙はそれに従わなければならない。

第5条 (提出書類)

乙は作業着手前に「着手届」・「工程表」を提出し、甲の承認を得るものとする。また、これらの内容を途中で変更する場合も同様とする。

第6条 (関係官公署との折衝)

乙は本作業を実施するにあたり、手続き等のため関係官公署と折衝を要するとき、または連絡を受けたときは速やかに甲に通知し、指示を受けるものとする。

第7条 (身分証明書)

乙は現地作業着手前に身分証明書案を提出し、甲の承認を得るものとする。

第8条 (現地立入)

本作業で民有地に立ち入る時は、第1章第7条に謳う身分証明書を常に携帯し、関係人の請求があった場合はこれを提示しなければならない。又、関係人との無益な摩擦や紛争を起こさないように本作業を実施するものとするが、本作業実施中に起きた第三者に対する損害及び諸事故に対する損害賠償はすべて乙の責任において処理するものとする。

第9条 (作業報告)

乙は本作業の進行状況を甲に適時報告するものとする。

第10条 (成果品の帰属)

成果品はすべて甲の所有とし、許可なく外に公表・貸与・使用してはならない。

第11条 (工 期)

本作業の工期を 令和9年2月25日までとするが、業務途中で成果品の一部提出を求められた場合は、乙はこれに応じなければならない。

第2章 作業概要

第12条（作業項目）

本作業の作業項目

(1) 作業項目

令和7年度に作成した「下水処理場統廃合検討業務委託報告書」により、〔Ⅲ〕下水道法による事業計画業務並びに〔Ⅴ〕都市計画事業認可申請図書作成業務を参照し、「統廃合計画書」の作成並びに事業を進めるうえで関係する機関（事業認可、占用等）との協議書を作成。

(2) 貸与資料

下水処理場統廃合検討業務報告書、阿賀町下水道台帳等

第3章 作業補填指示

第13条（作業仕様）

使用機器及びデータ入力方法は甲・乙協議の上行うものとする。

第14条（使用基準点）

本作業に使用する基準点は、下水道・集落排水施設台帳作成時と同じ基準点を使用するものとする。

第15条（図郭及び図割）

出力する図郭及び図割は監督員と協議するものとする。

第4章 成果品

第16条（成果品）

納入する成果品は次の通りとし、納入場所は阿賀町役場上下水道課とする。

(1) 作業成果簿 1式

(2) 図面

出力図 製本3部（1部A3縮小版）

データ（DWG DXF PDFデータ） 1式

(3) 調書

製本3部

関係機関協議書各3部

原本(電子(エクセル)データ) 1式

第17条（瑕疵担保）

成果品を納入後であっても、設計・施工の段階で成果品に誤りが発見された場合は、乙の責任において必要な訂正・修正を速やかに実施しなければならない

〔Ⅲ〕 下水道法による事業計画業務

本標準歩掛は、下水道法第4条により規定してある事業計画を定める場合に適用する。

・既に計画の一部を策定している、あるいは、検討済みの項目があるなど、改めて検討しなくても良い項目がある場合

・定期的な計画の見直しの場合など、簡略化や軽減できる項目がある場合

などにおいては、適宜、作業項目や歩掛などを除外又は減じることができる。

なお、本業務には下水道事業マネジメント実施に向けた取り組み状況の整理及び指標整理等の作業は含まない。

3-1 標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本作業の確認	基本事項の確認及び要望事項の打合せ	全体計画一般、財政状況、事業計画の作業スケジュール等、事業の目標年次、計画区域（区域外流入の有無）
2. 基礎調査		
2-1 関係計画の資料収集・整理		流域別下水道整備総合計画、下水道全体計画、事業計画、都道府県構想、雨水管理総合計画、下水道浸水被害軽減総合計画、下水道施設耐水化計画、下水道総合地震対策計画、合流式下水道緊急改善計画、高度処理に関わる計画、処理水・雨水の再生利用に関わる計画、経営計画、ストックマネジメント計画等
2-2 下水道整備・維持管理状況の確認		汚水処理普及状況、浸水被害対策状況、耐水化対策状況、耐震化対策状況、高度処理実施状況、合流式下水道改善状況、汚泥の有効利用状況、処理水の利活用状況等
2-3 まとめと照査		「基礎調査」における方針の確定・確認と作業内容の照査
3. 基本事項の検討		
3-1 事業計画区域及び計画フレームの設定	事業計画区域・分区の設定、計画処理人口・計画観光人口等の設定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の区域内計画値推定
3-2 計画汚水量、汚濁負荷量の算定	汚水量、汚濁負荷量原単位の検討 計画汚水量、汚濁負荷量の算定 計画流入・放流水質の決定	全体計画の計画値に基づき、事業計画目標年次の家庭汚水、観光汚水、工場排水の汚水量及び汚濁負荷量原単位の設定 事業計画目標年次の発生源別日平均、日最大、時間最大汚水量及びBOD、SS汚濁負荷量の算定 汚水量及び汚濁負荷量の地区、分区への配分、事業計画目標年次の流入水質及び放流水質の決定（BOD、SS）
3-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「基本事項の検討」における方針の確定・確認と作業内容の照査
4. 汚水管きよ計画		
4-1 測量（別途計上）	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
4-2 施設設計・点検の基本方針	設計・点検の基本事項の確認	既設管きよの取扱い、点検箇所選定方針の検討、点検箇所と点検頻度並びに点検方法の検討・確認等当該自治体の管きよ施設に係る制約条件の確認
4-3 枝線ルートの設定	ルートの流向の決定 現地踏査	地形、主要な地下埋設物、現地調査等を考慮した事業計画区域内の枝線配置の検討 宅地地盤との関連確認、地形の確認、歩道橋、地下道の確認、立体交差（道路、路線）の位置、高さの確認等
4-4 区画割及び面積測定	路線ごとの区画割・面積測定	枝線管きよを含む路線ごとの管きよ記号、排水区画割線の記入及び面積の測定・調整
4-5 流量計算	路線ごとの汚水流下量の算定	枝線管きよを含む管きよ記号、排水雨積（各線、追加）、管きよ延長（各線、追加）、人口密度、人口（各線、追加）、その他水量、汚水流下量等
4-6 雨水管きよ計画との調整	雨水管きよとの競合路線、交差部のチェック	主要な管きよの競合部における占用位置の確保及び交差部におけるクリアランスの確保

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
4-7 区画割平面図作成		枝線管きよを含む管きよ記号、区画割線、面積、分区界等の記入
4-8 幹線管きよ縦断面図作成		主要な管きよ(20ヘクタール以上)の縦断、幹線の名称、管きよ記号、各区間の距離、地盤高、管きよの形状、寸法、勾配、管底高等の記入
4-9 幹線管きよの施設平面図作成(拡大区域)		主要な管きよ(20ヘクタール以上)の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
4-10 幹線管きよの施設平面図作成(既存区域) :別途業務		主要な管きよ(20ヘクタール以上)の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配、点検を行うためのマンホールの位置の記入
4-11 幹線管きよの流量計算表作成		主要な管きよ(20ヘクタール以上)の管きよ記号、排水面積、管きよ延長、その他水量、汚水流出量、管きよの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入
4-12 下水道計画一般図作成		全体計画区域、処理区、計画区域、分区界、幹線ルート、ポンプ場、処理場の位置及び各名称、水質環境基準の類型、類型区間の範囲、水質基準点の位置等の記入
4-13 特殊構造物の構造図作成(別途業務)	特殊構造物の平面図、断面図	伏越し、水管橋等
4-14 関連管理者協議用図書作成	鉄道、国道、県道、河川等の管理者との協議用図書の作成	位置図、平面図、縦横断面図等の作成
4-15 概算専業費の算出	総延長及び主要な管きよの管径別延長積算、概算専業費積算	補助、単独管きよの区分
4-16 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
雨水管きよ計画		
5-1 測量(別途計上)	事業計画区域内の道路地盤高の測量	道路交点、地形変化点、低地盤地点、河川、水路、鉄道等の横断部の必要箇所
5-2 施設設計の基本方針	設計の基本事項の確認	既設管きよの取扱い等当該自治体の管きよ施設に係る制約条件の確認
5-3 既設水路の流下能力検討	既設水路の流下能力の計算	面積の測定、排水区画割線の記入
5-4 枝線ルートの選定	4-3に準ずる。	4-3に準ずる。
5-5 区画割及び面積測定	4-4に準ずる。	4-4に準ずる。
5-6 流量計算	路線ごとの雨水流出量の算定	枝線管きよを含む管きよ記号、排水面積(各線、追加)、管きよ延長(各線、追加)、流速時間、流出係数、雨水流出量等
5-7 区画割平面図作成		4-7に準ずる。
5-8 幹線管きよ縦断面図作成		4-8に準ずる(但し、開きよの場合は10ヘクタール以上)。
5-9 幹線管きよの施設平面図作成		主要な管きよ(20ヘクタール以上)の施設平面、処理区の名称、幹線の名称、管きよ記号、各区画の距離、管きよの形状、寸法、勾配の記入
5-10 幹線管きよの流量計算表作成		主要な管きよの管きよ記号、排水面積、管きよ延長、流速時間、流出係数、雨水流出量、管きよの形状、寸法、勾配、地盤高、管底高等の記入

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
5-11 下水道計画一般図作成		全体計画区域、計画区域、排水区、幹線ルート、ポンプ場等の位置及び各名称の記入
5-12 特殊構造物の構造図作成(別途業務)	特殊構造物の平面図、断面図の作成	伏越し、吐口等
5-13 関連管理者協議用図書作成	4-13に準ずる	4-14に準ずる。
5-14 雨水流出抑制対策の検討(別途業務)		
5-15 計画降雨浸水防止区域図作成(別途業務)		
5-16 概算事業費の算出	4-15に準ずる	4-15に準ずる
5-17 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水管きよ計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
6. 汚水ポンプ場計画		
6-1 基本方針	環境対策の検討 管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討	臭気等 管理要員等 (自家発電設備を含む) 遠方操作、現場手元操作等
6-2 年度別流入水量の検討		面整備計画、水洗化率の決定
6-3 維持管理方式の検討		監視制御方式
6-4 容量、水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等(送水位置・水位の検討を含む) 機種、容量、台数等
6-5 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討	
6-6 配置計画	施設配置の概略検討	
6-7 各種図面作成		一般平面図、施設の断面図(水位関係を含む)
6-8 概算事業費の算出		
6-9 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「汚水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
7. 雨水ポンプ場計画		
7-1 基本方針	環境対策の検討 管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討	臭気等 管理要員等 (自家発電設備を含む) 遠方操作、現場手元操作等
7-2 維持管理方式の検討		監視制御方式
7-3 容量、水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法、池数等(放流水位の検討を含む) 機種、容量、台数等
7-4 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討	
7-5 配置計画	施設配置の概略検討	
7-6 各種図面作成		一般平面図、施設の断面図(水位関係を含む)
7-7 概算事業費の算出		

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
7-8 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「雨水ポンプ場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
8 終末処理場計画		
8-1 基本方針	管理システムの検討 受配電計画の検討 運転操作の方針の検討 監視制御方式の検討	維持管理体制 (自家発電設備を含む) 遠方操作, 現場手元操作等 計装方式の検討を含む。
8-2 年度別流入水量の検討		6-2に準ずる。
8-3 水処理及び汚泥処理方式の検討	事業計画対象施設, 事業計画施設規模の設定	年度別流入水量への対応策の検討 施設規模に応じた系列割の検討
8-4 維持管理方式の検討		6-3に準ずる。
8-5 容量, 水理計算	施設能力の決定 主要機器の能力決定	形状寸法, 池数等(放流水位の検討を含む。)
8-6 施設計画	施設フロー及び主要機器の概略検討	水処理系統, 汚泥処理系統, 返流水系統等
8-7 配置計画	施設配置の概略検討	
8-8 各種図面作成		一般平面図, フローシート, 水位関係図, 主要な土木施設の断面図, 管理棟, 汚泥棟の各層平面図
8-9 概算事業費の算出		
8-10 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「終末処理場計画」における方針の確定・確認と作業内容の照査
9 下水処理による水質向上の見直し		
9-1 放流先水域の状況		放流先水域の水位, 水量, 水質の現状把握, 水利用状況
9-2 下水処理による水質向上の見直し		下水道による削減負荷量計算
9-3 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「下水処理による水質向上の見直し」における方針の確定・確認と作業内容の照査
10 財政計画の策定		
10-1 年度別整備計画	段階的建設計画の策定	管きよ, ポンプ場, 処理場の年度別建設計画
10-2 年度別事業費の算出		年度別の建設改良費算出, 下水道整備五箇年計画との調整, 維持管理費の検討
10-3 財源計画		補助対象施設の検討 受益者負担金, 使用料金等の検討
10-4 下水道使用料等の見直し		接続率及び有収率向上の取り組みと見直しの整理
10-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「財政計画の策定」における方針の確定・確認と作業内容の照査
11 主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針		
11-1 施設の設置に関する方針	主要な施策ごとの整備水準, 事業の重点化・効率化の方針, 中長期目標を達成するための主要な事業	「基礎調査」で整理した内容を反映し, 施設の設置に関する方針を整理

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
11-2 施設の機能の維持に関する方針	主要な施設に係る主な措置、劣化・損傷を把握するための点検・調査の計画、診断結果を踏まえた修繕・改築の判断基準、改築事業の概要、施設の長期的な改築の需要見通し	「基礎調査」で整理した内容を反映し、施設の機能維持に関する方針を整理 ※経営計画、ストックマネジメント計画等が立案されていない場合等については、原則として、11-3 長期的な事業の見通し（別途業務）にて追加作業を実施。
11-3 長期的な事業の見通し（別途業務）	長期的な事業の見通し	過年度事業費及び将来事業費の整理、目標耐用年数の設定、過去の年度別事業費に対する長期的な改築費用の試算
11-4 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「主要な施設の設置及び機能維持に関する中長期的な方針」における方針の確定・確認と作業内容の照査
12. 提出図書作成		
12-1 事業計画書	予定処理区域調書の作成 予定排水区域調書の作成 計画降雨調書の作成 吐口調書の作成 管きよ調書の作成 処理施設調書の作成 ポンプ施設調書の作成	汚水、雨水 汚水、雨水 汚水、雨水
12-2 事業計画説明書		下水道法施行令第4条の内容に準ずる。
12-3 提出図面まとめ		
12-4 その他参考図書まとめ	打合せ議事録の作成	
12-5 まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「提出図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査
13. 環境省提出図書	調書のとりまとめ	
14. 設計協議	発注者 との設計協議	

3-3 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

本標準仕様書は、下水道法第4条により規定してある事業計画策定に係る標準的な業務内容を作成したものである。既に計画の一部を策定している、あるいは、検討済みの項目がある場合、定期的な計画の見直しの場合などは、省略できる業務や軽減できる業務があるため、使用に当たっては必要な項目のみ記述するよう注意すること。

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、**発注者**において、公共下水道事業を施行するに当り、特記仕様書に示す事項に係る下水道法第4条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って **発注者** の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道）、上下水道部門（下水道））又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

- (1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

- (1) 受注者は、成果品完成後に **発注者** の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者** の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者の協議によるものとする。

第2章 計画

2.1 一般的事項

受注者は、設計に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の基本計画との関連性、事業の施行、施設の維持管理及び総合的効果等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 現地踏査

現地踏査は計画対象区域のみならず、区域外であっても関連のある地区については、地形及び排水系統等について十分な調査を行わなければならない。

2.4 調査及び計画

受注者は、発注者より提供した資料、受注者が調査収集した資料及び関係者の打合せ結果等を十分検討した後、別紙「標準業務内容」に基づいて事業計画を作成するものとする。

2.5 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 事業計画申請図書

- | | | | |
|--|--------|----|--------|
| (イ) 事業計画書 | A 4判製本 | 5部 | |
| (ロ) 事業計画説明書 | A 4判製本 | 5部 | |
| (ハ) 下水道計画一般図（汚水及び雨水）（縮尺1/10,000程度） | | | 白焼き 5部 |
| (ニ) 主要な管きよの区画割施設平面図（汚水及び雨水）（縮尺1/2,500程度） | | | 白焼き 5部 |

(ホ) 計画降雨浸水防止区域図 (縮尺1/10,000程度)	別途業務
(ヘ) 主要な管きよ縦断面図 (汚水及び雨水) (縮尺横1/2,500程度, 縦1/100程度)	白焼き5部
(ト) 主要な管きよの流量計算書	白焼き5部
(チ) ポンプ場施設図	
平面図 (縮尺1/500程度)	白焼き5部
施設断面図 (水位関係含む) (縮尺1/100程度)	白焼き5部
(リ) 処理場施設図	
平面図 (縮尺1/500程度)	白焼き5部
水位関係図 (縮尺横任意, 縦1/100程度)	白焼き5部
フローシート図	白焼き5部
水処理施設断面図 (縮尺1/100程度)	白焼き5部
汚泥処理施設断面図 (縮尺1/100程度)	白焼き5部
管理棟・汚泥棟平面図 (縮尺1/100程度)	白焼き5部
(ヌ) 下水放流先の状況を明らかにする図面 (縮尺1/50,000程度)	白焼き5部
(2) その他参考図書	
(イ) 区画割平面図 (汚水・雨水) (縮尺1/2,500程度)	
(ロ) 枝線の管きよ流量計算書	
(3) 打合せ議事録	A4判製本 5部
(4) 電子成果品	一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引 (日本水道新聞社)
2. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル (国土交通省, 農林水産省, 環境省)
3. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説 (国土交通省)
4. 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会)
5. 下水道維持管理指針 (日本下水道協会)
6. 小規模下水道施設マネジメント指針と解説 (日本下水道協会)
7. 下水道事業コスト構造改善プログラム (国土交通省)
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル (国土交通省)
9. 下水汚泥広域利活用検討マニュアル (国土交通省)
10. 新都市計画の手続 (都市計画協会)
11. 広域化・共同化計画策定マニュアル (総務省, 農林水産省, 国土交通省, 環境省)
12. 下水道事業における事業マネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)

〔V〕都市計画事業認可申請図書作成業務

本標準歩率は、都市計画法第60条により規定してある都市計画事業の認可を受けるための申請図書を作成する場合に適用する。

- ・既に計画の一部を作成している、あるいは、作成済みの項目があるなど、改めて作成しなくても良い項目がある場合
 - ・事業期間の延伸のみの場合など、簡略化や軽減できる項目がある場合
- などにおいては、適宜、作業項目や歩掛などを除外又は減じることができる。

5-1 標準業務内容

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 基本事項の打合せ	要望事項の打合せ 事業認可作業方針打合せ	要望事項の内容把握 事業認可のスケジュール、認可区域面積、目標年次、整備計画、財政計画等の打合せ
2. 計画図	事業地を表示する図面の作成 位置図 下水道計画一般図 主要な管きよの平面図 管きよ平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図 設計の概要を表示する図面の作成 主要な管きよの平面図 ポンプ場平面図 終末処理場平面図	縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/25,000程度 白焼き着色 縮尺1/2,500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* 縮尺1/500程度 白焼き着色* * 取用の場合は縮尺1/500程度の実測平面図及び 丈量図(測量は別途業務) 白焼き 白焼き 白焼き
3. 申請書	申請書の作成 計画書の作成 計画書 理由書 資金計画書の作成 下水道事業計画認可通知書の写等の作成	ワープロ・コピー ワープロ・コピー ワープロ・コピー
4. 参考図書	計画概要書の作成 都市計画用途地域図の整理 主要な管きよ縦断面図の整理 ポンプ場水位関係図の整理 ポンプ場吐口等施設図の整理 終末処理場水位関係図の整理 終末処理場吐口等施設図の整理 管きよの流量計算書の整理 字界図の整理 丈量図の作成	ワープロ・コピー 縮尺1/25,000程度(添付) 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き 白焼き コピー 白焼き・区画割平面図使用
5. まとめと照査	作業項目における方針の確定・確認と照査	「都市計画事業認可申請図書の作成」における方針の確定・確認と作業内容の照査

5-3 業務委託標準仕様書

〔1〕一般仕様書

本標準仕様書は、都市計画法第60条により規定してある都市計画事業の認可を受けるための申請図書作成に係る標準的な業務内容を作成したものである。

既に計画の一部を策定している、あるいは、作成済みの項目がある場合、事業期間の延滞のみの場合などは、省略できる業務や軽減できる業務があるため、使用に当っては必要な項目のみ記述するよう注意すること。

第1章 総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、**発注者**において、公共下水道事業を施行するに当たり、特記仕様書に示す事項に係る、都市計画法第60条に規定する事業計画を定めるのに必要な図書を作成することを目的とする。

1.2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の責務

受注者は、業務を行うに当っては公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って **発注者** の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- (イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承諾を受けるものとする。

1.9 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(下水道)、上下水道部門(下水道))又は下水道法に規定された資格を有するものとし、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

1.10 工程管理

(1) 受注者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1.11 成果品の審査及び納品

(1) 受注者は、成果品完成後に **発注者** の審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、**発注者** の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

(4) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 参考資料の貸与

発注者 は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

1.14 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

1.15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、**発注者**、受注者の協議によるものとする。

第2章 図書の作成

2.1 一般的事項

受注者は、図書の作成に当り、地域社会の動向、当該地域に係る下水道の事業計画との関連性、事業の施行等について十分な検討を加えるとともに問題点及び疑義等が生じたときは遅滞なく打合せを行うものとする。

2.2 業務の手順

- (1) 業務は、十分協議打合せの後施行するものとする。
- (2) 管理技術者は、主要な打合せには必ず出席しなければならない。
- (3) 打合せには議事録をとり、内容を明確にして提出しなければならない。

2.3 図書の作成

受注者は、**発注者** の提供した資料、受注者の調査した事項及び関係者の打合せ結果等を、十分検討した後、関係法令を遵守し、別紙「標準業務内容」に基づき作成するものとする。

2.4 まとめと照査

作業項目における方針の確定・確認並びに作業内容の照査を行う。

第3章 提出図書

3.1 提出図書

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

(1) 事業認可申請図書

(イ) 申請書	A 4判製本	5部
(ロ) 計画書	A 4判製本	5部
(ハ) 資金計画書	A 4判製本	5部
(ニ) 事業地を表示する図面		
①事業地を表示する図面(位置図)(縮尺1/25,000程度)	白焼き着色	5部
②事業地を表示する図面(平面図)(縮尺1/2,500程度)	白焼き着色	5部
③管きょ平面図(縮尺1/500程度)	白焼き着色	5部
④ポンプ場平面図(縮尺1/500程度)	白焼き着色	5部

⑤終末処理場平面図(縮尺1/500程度)	白焼き着色	5部
(ホ)設計の概要を表示する図面		
①区画割平面図(縮尺1/2,500程度)	白焼き	5部
②ポンプ場,終末処理場,計画平面図(縮尺1/500程度)	白焼き	5部
(ヘ)その他参考図書		
計画概要書,都市計画用途地域図,主要管きよ縦断面図,ポンプ場水位関係図,ポンプ場吐口等施設図, 終末処理場水位関係図,終末処理場吐口等施設図,流量表,字界図,丈量図		
(2)打合せ議事録	A4判製本	5部
(3)電子成果品		一式

第4章 参考図書

4.1 参考図書

業務は,下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

1. 下水道事業の手引(日本水道新聞社)
2. 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(国土交通省,農林水産省,環境省)
3. 流域別下水道整備総合計画調査指針と解説(国土交通省)
4. 下水道施設計画・設計指針と解説(日本下水道協会)
5. 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
6. 小規模下水道施設マネジメント指針と解説(日本下水道協会)
7. 下水道事業コスト構造改善プログラム(国土交通省)
8. 下水道事業における費用効果分析マニュアル(国土交通省)
9. 下水汚泥広域利活用検討マニュアル(国土交通省)
10. 新都市計画の手続(都市計画協会)
11. 広域化・共同化計画策定マニュアル(総務省,農林水産省,国土交通省,環境省)

〔2〕特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「都市計画事業認可申請図書作成業務委託一般仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし,この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書によるものとする。

2. 業務の内容

業務の内容は,下記のとおりとする。

都市計画法に基づく事業認可(単独公共下水道,流域関連公共下水道)
(汚水・雨水計画共,汚水計画のみ,雨水計画のみ)
面積()ha 区域は別添図のとおり

3. その他特記事項

下水道実施事業別全体整備計画・実施状況

(R7.3.31現在)

	処理区名・地区名	面積 (ha)	計画人口(人)			R7.3.31 人口	R22予測 人口	事業認可 採択年月 日	事業実施 (予定)年度	供用開始 年月日 (完成年月日)	処理方式	計画 日最大汚水量 (m³)	現状 日最大汚水量 (m³)	R6 日平均汚水量 (m³)	現状 稼働率	処理場用地	管路延長 (m)	備考	
			定住	観光・その他	計											面積(m²)			処理場延床 面積(m²)
第1次計画	1	津川処理区	226	5,150	0	5,150	2,999	1,950	H4.10.28	H4 ~ H19	H8.10.1	OD法	2,747	1,831	814.6	44.5%	9,282 (3,694)	40,918	2/3池稼働中
	2	中央処理区	49	1,470	540	2,010	772	460	H6.7.1	H6 ~ H12	H9.10.1	OD法	750	375	202.9	54.1%	4,100 (845)	14,603	1/2池稼働中
	3	日野川地区	13	220	10	230	125	70	H1.4.12	H13 ~ H16	H16.4.1	J-I	73	73	21.5	29.5%	729 (188)	2,338	
	4	西川地区	14	440	70	510	204	90	H6.6.23	H6 ~ H10	H8.11.1	J-III	168	168	50.7	30.2%	670 (257)	3,245	
	5	広谷処理区	7	310	0	310	146	80	H4.4.10	H4 ~ H6	H6.9.12	J-III	102	102	33.6	32.9%	889 (150)	2,369	
	統合	5処理区	309	7,590	620	8,210	4,246	2,650					2,747	1,831	1,123.3	61.3%		63,473	
第2次計画	6	内川処理区	39	850	4,760	5,610	420	290	H5.5.13	H5 ~ H16	H9.3.27	OD法	791	791	122.2	15.4%	4,405 (859)	15,177	1/2池稼働中
	7	谷花処理区	20	920	1,530	2,450	415	240	H11.5.26	H11 ~ H16	H14.3.29	OD法	460	230	89.5	38.9%	2,474 (564)	9,141	1/2池稼働中
	8	白崎地区	14	365	385	750	181	100	H6.6.23	H6 ~ H9	H9.3.27	JARUSⅢ型	248	248	56.7	22.9%	1,746 (365)	3,490	
	9	吉津地区	29	580	30	610	356	280	H5.10.1	H5 ~ H10	H8.12.10	JARUSⅢ型	201	201	88.7	44.1%	1,639 (320)	5,219	
	統合	4処理区	102	2,715	6,705	9,420	1,372	910					791	791	357.1	45.1%		33,027	
計	計		411	10,305	7,325	17,630	5,618	3,560					3,538	2,622	1,480.4				

稼働率 30%未満